

奈良市公報

号外第17号

平成20年 7月23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

○奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例…………… 1

規 則

○奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

○固定資産課税台帳に登録すべき平成20年度の固定資産の価格等の登録…………… 7

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7

○市道路線の廃止…………… 8

○市道路線の認定…………… 8

○道路の区域決定…………… 11

○道路の供用開始…………… 13

○歩行者専用道路の指定…………… 16

○徴収事務の委託…………… 16

○収納事務の委託…………… 16

○徴収事務の委託（2件）…………… 16

○下水道事業受益者負担金の平成20年度賦課対象区域…………… 17

○徴収事務の委託（3件）…………… 17

○金融機関の指定についての一部改正…………… 18

○徴収事務及び収納事務の委託…………… 18

○徴収事務の委託（3件）…………… 19

○奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示…………… 19

1 会議室、大会議室、パソコン室、プレイルーム及び視聴覚室使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9：00～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 17：00	13：00～ 21：00	9：00～ 21：00
会 議 室 1	円 1,600	円 1,800	円 1,600	円 3,400	円 3,400	円 5,000
	(3,200)	(3,600)	(3,200)	(6,800)	(6,800)	(10,000)
会 議 室 2	500	600	500	1,100	1,100	1,600
	(1,000)	(1,200)	(1,000)	(2,200)	(2,200)	(3,200)
会 議 室 3	1,600	1,800	1,600	3,400	3,400	5,000
	(3,200)	(3,600)	(3,200)	(6,800)	(6,800)	(10,000)
会 議 室 4	1,600	1,800	1,600	3,400	3,400	5,000
	(3,200)	(3,600)	(3,200)	(6,800)	(6,800)	(10,000)

○奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 20

○住居番号の設定…………… 20

○徴収事務の委託…………… 20

○平成20年度一般廃棄物処理実施計画…………… 20

○徴収事務の委託（2年）…………… 30

○後期高齢者医療に係る本人確認事務取扱について…………… 31

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 32

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 32

○計量業務の委託（2件）…………… 32

○収納事務の委託…………… 33

正 誤

○正誤表…………… 34

条 例

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 4月 1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第27号

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

奈良市男女共同参画センター条例（平成14年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

大会議室	4,400 (8,800)	5,000 (10,000)	4,400 (8,800)	9,400 (18,800)	9,400 (18,800)	13,800 (27,600)
パソコン室	2,200 (4,400)	2,400 (4,800)	2,200 (4,400)	4,600 (9,200)	4,600 (9,200)	6,800 (13,600)
プレイルーム1	1,000 (2,000)	1,200 (2,400)	1,000 (2,000)	2,200 (4,400)	2,200 (4,400)	3,200 (6,400)
プレイルーム2	800 (1,600)	1,000 (2,000)	800 (1,600)	1,800 (3,600)	1,800 (3,600)	2,600 (5,200)
視聴覚室	2,100 (4,200)	2,400 (4,800)	2,100 (4,200)	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)	6,600 (13,200)

備考 ()内の金額は、第3条第2項に規定する文化活動等のために使用する場合の使用料とする。

別表の3の表中「10:00~14:00」を「午前」に、「16:00~20:00」を「午後」に改め、同表の備考を次のように改める。

- 備考 1 ()内の金額は、第3条第2項に規定する文化活動等のために使用する場合の使用料とする。
- 2 午前の使用時間は、9時から14時までのうちの任意の4時間とする。
- 3 午後の使用時間は、15時から20時までのうちの任意の4時間とする。

別表の3の表の次に次のように加える。

4 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用(この条例の公布の際、現に使用承認されているものを除く。)に係る施設の使用料について適用し、この条例の施行の日前の使用及び同日以後の使用(この条例の公布の際、現に使用承認されているものに限る。)に係る施設の使用料については、なお従前の例による。

(平成20年4月1日揭示済)

規 則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

別表(第8条関係)

区分	附属設備の名称	単位	1回当たりの使用料(円)
----	---------	----	--------------

奈良市規則第41号

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第108号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後9時」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例別表に掲げる施設の使用については、午後9時までとする。

第6条第1項中「の1の表及び3の表に規定する施設の使用期間は引き続き5日を、条例別表の2の表に規定する施設の使用期間は引き続き6日」を「に掲げる施設及び別表に掲げる附属設備(以下「施設等」という。)の使用期間は、引き続き5日(条例別表の2の表に規定する施設を使用する場合にあっては6日)」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(附属設備の使用料)

第7条の2 条例別表の4の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

第8条第1項を次のように改める。

使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、附属設備の追加使用の承認を受けて使用料を納付する場合は、使用の日までに納付することができる。

第10条第1項に次の1号を加える。

- (4) 附属設備の使用料については、使用者から条例別表に規定する施設の使用日前30日(会議室及びプレイルームにあっては7日)までに施設又は附属設備の使用取消届があった場合 100分の100

附則の次に次の別表を加える。

音響設備	有線マイク (大会議室・視聴覚室用)	1本	150
	ワイヤレスマイク	1本	200
	ピンマイク	1本	200
	マイクスタンド (卓上型)	1本	50
	マイクスタンド (床上型)	1本	50
	DVDプレイヤー	1台	200
	CDプレイヤー	1台	200
映像設備	液晶プロジェクター	1台	500
	OHC	1台	300
	移動型スクリーン	1台	200
その他	案内板	1個	100
	展示パネル	1枚	100

備考

- 1 条例別表の1の表及び3の表の施設にあっては、同表に定める午前、午後、夜間の使用区分をそれぞれ1回の使用とする。
- 2 条例別表の2の表の施設にあっては、1日間を2回の使用とする。
- 3 条例別表の1の表から3の表に掲げる施設に常設している附属設備については、無料とする。

「氏名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

別記第1号様式中

住所

を

電話

」

「団体名

代表者名 電話

担当者名 電話 に、

住所

午前 9:00 ～ 12:30	午後 13:30 ～ 17:00	夜間 17:30 ～ 21:00	午前・午後 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:30 ～ 21:00	全日 9:00 ～ 21:00	を
1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
10:00～14:00			16:00～20:00			」

午前 ～	午後 ～	夜間 ～	午前・午後 ～	午後・夜間 ～	全日 ～	に改め、
1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
～			～			」

使用料	円	を
-----	---	---

※太線内のみ記入してください。

使 用 料	会議室等	円
	附属設備 (別紙明細書のとおり)	円
	合 計	円

に

※太線内のみ記入してください。

承認番号 第 _____ 号
_____ 月 _____ 日領収済」

改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用変更承認申請書

(あて先) 奈良市長

団体名

代表者名

電話

担当者名

電話

住 所

次のとおり奈良市男女共同参画センターの使用変更承認を受けたいので申請します。

承認	年月日	年 月 日	番号	第 号
	使用日時	年 月 日 午前・午後・夜間	使用施設	
変更	内容	<input type="checkbox"/> 使用日の変更 <input type="checkbox"/> 使用施設の変更 <input type="checkbox"/> 使用時間の変更 <input type="checkbox"/> 附属設備の変更		
	理由			
	事項	変更前	変更後	
使用料		既納使用料	変更後の使用料	差引(過納・不足)使用料
	会議室等	円	円	円
	附属設備	円	円	円
	合計	円	円	円
備考				

別記第3号様式中

午前 9:00 ～ 12:30	午後 13:30 ～ 17:00	夜間 17:30 ～ 21:00	午前・午後 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:30 ～ 21:00	全日 9:00 ～ 21:00
1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間
10:00～14:00			16:00～20:00		

を

午前 ～	午後 ～	夜間 ～	午前・午後 ～	午後・夜間 ～	全日 ～
1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間
～			～		

に、

使 用 料	円
-------------	---

を

使 用 料	会議室等	円
	附属設備 (別紙明細書のとおり)	円
	合 計	円

に改める。

「氏名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

別記第4号様式中

住所

電話

を

」

「団体名	_____
代表者名	_____ 電話 _____
担当者名	_____ 電話 _____

に、

住所

使 用 時 間 等	会議室等	午前 9:00 ～ 12:30	午後 13:30 ～ 17:00	夜間 17:30 ～ 21:00	午前・午後 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:30 ～ 21:00	全日 9:00 ～ 21:00
	ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間
	調理室	10:00～14:00			16:00～20:00		

を

使用時間等	会議室等	午前 ～	午後 ～	夜間 ～	午前・午後 ～	午後・夜間 ～	全日 ～
	ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間
	調理室	～			～		
附属設備							

に

改める。

「氏名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

別記第6号様式中

を

住所

電話

」

「団体名

代表者名

電話

担当者名

電話

に改める。

住所

「氏名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

別記第8号様式中

を

住所

電話

」

「団体名

代表者名

電話

担当者名

電話

に、

住所

使用をとりやめた 室	
---------------	--

を

使用をとりやめた 室	
使用をとりやめた 附属設備	

に

改める。

附則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(平成20年4月1日揭示済)

告 示

奈良市告示第175号

固定資産課税台帳に登録すべき平成20年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により公示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第176号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年4月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年4月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年4月15日
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、百楽園一丁目、法蓮佐保山一丁目、四条大路二丁目及び山町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
杣川幹線-43	奈良市西千代ヶ丘三丁目2099-3	奈良市中町2102-2
鶴舞西第1幹線-38	奈良市百楽園一丁目2914-31	奈良市百楽園一丁目2914-30
奈良幹線-130	奈良市法蓮佐保山一丁目93-16	奈良市法蓮佐保山一丁目93-16
都跡幹線-290	奈良市四条大路二丁目892-2	奈良市四条大路二丁目918-2
都跡幹線-291	奈良市四条大路二丁目896-2	奈良市四条大路二丁目892-2
都跡幹線-292	奈良市四条大路二丁目897-2	奈良市四条大路二丁目897-2
都跡幹線-293	奈良市四条大路二丁目897-2	奈良市四条大路二丁目899-2
帯解幹線-155	奈良市山町123-2	奈良市山町128-2
帯解幹線-156	奈良市山町123-2	奈良市山町123-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年4月1日揭示済)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第177号

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第263号線	古市町 1487番1地先から	古市町 1500番地先まで	L = 91.7 W = 1.8~5.8
2	中部第1415号線	押熊町 1409番14地先から	押熊町 1409番16地先まで	L = 31.8 W = 6.0~8.0

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第 263 号線	古市町 1491番9地先 から	古市町 1508番13地先 まで	L= 159.0 W= 5.6~8.3
2	南部第 678 号線	古市町 1491番10地先 から	古市町 1551番27地先 まで	L= 227.0 W= 7.1~10.3
3	南部第 679 号線	古市町 1527番10地先 から	古市町 1523番1地先 まで	L= 156.9 W= 6.1~8.8
4	南部第 680 号線	古市町 1491番4地先 から	古市町 1491番1地先 まで	L= 41.8 W= 9.1
5	南部第 681 号線	古市町 1508番15地先 から	古市町 1506番3地先 まで	L= 42.7 W= 6.2~7.5
6	南部第 682 号線	古市町 1231番6地先 から	古市町 1218番1地先 まで	L= 219.8 W= 4.0~10.0
7	南部第 683 号線	古市町 1231番5地先 から	古市町 1229番2地先 まで	L= 149.1 W= 4.2~8.6
8	南部第 684 号線	古市町 1451番5地先 から	古市町 1415番2地先 まで	L= 194.4 W= 5.5~12.4
9	南部第 685 号線	東九条町 1125番7地先 から	東九条町 1125番1地先 まで	L= 50.0 W= 4.0
10	北部第 718 号線	南京終町一丁目 183番25地先 から	南京終町一丁目 183番10地先 まで	L= 184.0 W= 6.0~6.1
11	北部第 719 号線	南京終町二丁目 264番1地先 から	南京終町二丁目 321番1地先 まで	L= 204.0 W= 6.0
12	中部第 1415 号線	押熊町 1409番14地先 から	押熊町 2123番52地先 まで	L= 77.6 W= 6.0~8.0
13	中部第 1454 号線	押熊町 2336番1地先 から	押熊町 2123番42地先 まで	L= 351.0 W= 6.0
14	中部第 1455 号線	押熊町 2329番26地先 から	押熊町 2123番32地先 まで	L= 173.6 W= 6.0
15	中部第 1456 号線	押熊町 2123番31地先 から	押熊町 2123番12地先 まで	L= 107.0 W= 6.0
16	中部第 1457 号線	押熊町 2123番11地先 から	押熊町 2123番66地先 まで	L= 103.8 W= 6.0~8.0
17	中部第 1458 号線	押熊町 2123番59地先 から	押熊町 2123番54地先 まで	L= 61.0 W= 6.0~8.0
18	中部第 1459 号線	押熊町 689番8地先 から	秋篠町 1546番8地先 まで	L= 230.5 W= 6.0~8.0
19	中部第 1460 号線	押熊町 689番12地先 から	押熊町 689番4地先 まで	L= 160.0 W= 6.0~8.0
20	中部第 1461 号線	秋篠町 1546番5地先 から	押熊町 689番42地先 まで	L= 15.0 W= 4.0
21	中部第 1462 号線	秋篠町 1179番4地先 から	中山町 44番1地先 まで	L= 220.0 W= 6.0~10.0
22	中部第 1463 号線	山陵町 1055番21地先 から	山陵町 1055番49地先 まで	L= 42.4 W= 4.2
23	中部第 1464 号線	四条大路二丁目 856番1地先 から	四条大路二丁目 854番4地先 まで	L= 200.0 W= 4.2~6.3
24	中部第 1465 号線	秋篠町 1250番1地先 から	秋篠町 1203番1地先 まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
25	中部第 1466 号線	秋篠町 1250番1地先 から	秋篠町 1203番35地先 まで	L= 160.0 W= 6.0
26	西部第 1265 号線	中町 5076番8地先 から	中町 5070番13地先 まで	L= 170.0 W= 6.0~8.0
27	西部第 1266 号線	中町 5076番7地先 から	中町 5070番4地先 まで	L= 162.0 W= 6.0~8.0
28	西部第 1267 号線	中町 5076番2地先 から	中町 5076番44地先 まで	L= 25.5 W= 6.0
29	西部第 1268 号線	中町 5076番29地先 から	中町 5070番5地先 まで	L= 17.0 W= 6.0
30	西部第 1269 号線	中町 5016番81地先 から	中町 5016番69地先 まで	L= 260.0 W= 6.0~8.0
31	西部第 1270 号線	中町 5019番8地先 から	中町 5018番3地先 まで	L= 35.0 W= 6.0~8.0
32	西部第 1271 号線	藤ノ木台二丁目 473番7地先 から	藤ノ木台二丁目 473番19地先 まで	L= 175.0 W= 6.0~8.0
33	西部第 1272 号線	大倭町 1番239地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1097地先 まで	L= 284.8 W= 6.0
34	西部第 1273 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1084地先 まで	L= 90.0 W= 6.0~8.0
35	西部第 1274 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1074地先 まで	L= 42.0 W= 6.0~8.0
36	西部第 1275 号線	藤ノ木台一丁目 1番1110地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1042地先 まで	L= 163.0 W= 6.0
37	西部第 1276 号線	藤ノ木台一丁目 1番1054地先 から	藤ノ木台一丁目 560番1地先 まで	L= 171.6 W= 4.0~6.5
38	西部第 1277 号線	藤ノ木台一丁目 1番1045地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1088地先 まで	L= 15.0 W= 2.5
39	西部第 1278 号線	三堆六丁目 1180番1地先 から	三堆六丁目 1178番3地先 まで	L= 75.0 W= 5.1~6.0
40	西部第 1279 号線	学園南二丁目 963番299地先 から	学園南二丁目 963番303地先 まで	L= 28.0 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
61	西部第 1300 号線	中登美ヶ丘六丁目 31番地先から	中登美ヶ丘六丁目 8番地先まで	L= 57.8 W= 5.2
62	西部第 1301 号線	二名三丁目 1026番3地先から	二名三丁目 960番1地先まで	L= 95.0 W= 4.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第 1280 号線	富雄元町四丁目 1919番27地先から	富雄元町四丁目 1919番18地先まで	L= 102.0 W= 6.0~8.0
42	西部第 1281 号線	富雄元町四丁目 1919番14地先から	富雄元町四丁目 1919番10地先まで	L= 30.0 W= 6.0~8.0
43	西部第 1282 号線	南登美ヶ丘 3481番1地先から	南登美ヶ丘 3355番1地先まで	L= 172.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1283 号線	富雄北一丁目 2766番2地先から	富雄北二丁目 392番82地先まで	L= 214.0 W= 6.0~9.0
45	西部第 1284 号線	富雄北一丁目 2769番2地先から	富雄北一丁目 2763番1地先まで	L= 48.0 W= 6.0
46	西部第 1285 号線	三松二丁目 128番1地先から	三松二丁目 296番2地先まで	L= 288.0 W= 6.0~6.5
47	西部第 1286 号線	三松二丁目 122番10地先から	三松二丁目 207番19地先まで	L= 113.0 W= 5.8~6.5
48	西部第 1287 号線	三松二丁目 213番3地先から	三松二丁目 213番29地先まで	L= 141.0 W= 6.0
49	西部第 1288 号線	三松二丁目 213番8地先から	三松二丁目 213番36地先まで	L= 47.5 W= 4.0~6.0
50	西部第 1289 号線	三松四丁目 939番3地先から	三松四丁目 910番14地先まで	L= 230.0 W= 6.0~8.0
51	西部第 1290 号線	三松四丁目 941番12地先から	三松四丁目 941番6地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
52	西部第 1291 号線	三松四丁目 910番20地先から	三松四丁目 910番1地先まで	L= 75.0 W= 6.0~8.0
53	西部第 1292 号線	三松四丁目 910番15地先から	三松四丁目 910番23地先まで	L= 27.5 W= 6.0~8.0
54	西部第 1293 号線	北登美ヶ丘六丁目 1261番13地先から	北登美ヶ丘六丁目 1261番59地先まで	L= 117.0 W= 6.0~8.0
55	西部第 1294 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番56地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番35地先まで	L= 367.0 W= 6.0
56	西部第 1295 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番53地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番27地先まで	L= 310.5 W= 6.0
57	西部第 1296 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番60地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番59地先まで	L= 5.0 W= 4.0
58	西部第 1297 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	二名町 4571番1地先まで	L= 393.0 W= 12.0~15.0
59	西部第 1298 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	中登美ヶ丘六丁目 11番地先まで	L= 219.0 W= 6.0
60	西部第 1299 号線	押熊町 2660番1地先から	中登美ヶ丘六丁目 16番地先まで	L= 97.5 W= 12.0

(平成20年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年 4月 1日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 263 号線	古市町 1491番9地先 から	古市町 1508番13地先 まで	L= 159.0 W= 5.6~8.3
2	南部第 678 号線	古市町 1491番10地先 から	古市町 1551番27地先 まで	L= 227.0 W= 7.1~10.3
3	南部第 679 号線	古市町 1527番10地先 から	古市町 1523番1地先 まで	L= 156.9 W= 6.1~8.8
4	南部第 680 号線	古市町 1491番4地先 から	古市町 1491番1地先 まで	L= 41.8 W= 9.1
5	南部第 681 号線	古市町 1508番15地先 から	古市町 1506番3地先 まで	L= 42.7 W= 6.2~7.5
6	南部第 682 号線	古市町 1231番6地先 から	古市町 1218番1地先 まで	L= 219.8 W= 4.0~10.0
7	南部第 683 号線	古市町 1231番5地先 から	古市町 1229番2地先 まで	L= 149.1 W= 4.2~8.6
8	南部第 684 号線	古市町 1451番5地先 から	古市町 1415番2地先 まで	L= 194.4 W= 5.5~12.4
9	南部第 685 号線	東九条町 1125番7地先 から	東九条町 1125番1地先 まで	L= 50.0 W= 4.0
10	北部第 718 号線	南京終町一丁目 183番25地先 から	南京終町一丁目 183番10地先 まで	L= 184.0 W= 6.0~6.1
11	北部第 719 号線	南京終町二丁目 264番1地先 から	南京終町二丁目 321番1地先 まで	L= 204.0 W= 6.0
12	中部第 1415 号線	押熊町 1409番14地先 から	押熊町 2123番52地先 まで	L= 77.6 W= 6.0~8.0
13	中部第 1454 号線	押熊町 2336番1地先 から	押熊町 2123番42地先 まで	L= 351.0 W= 6.0
14	中部第 1455 号線	押熊町 2329番26地先 から	押熊町 2123番32地先 まで	L= 173.6 W= 6.0
15	中部第 1456 号線	押熊町 2123番31地先 から	押熊町 2123番12地先 まで	L= 107.0 W= 6.0
16	中部第 1457 号線	押熊町 2123番11地先 から	押熊町 2123番66地先 まで	L= 103.8 W= 6.0~8.0
17	中部第 1458 号線	押熊町 2123番59地先 から	押熊町 2123番54地先 まで	L= 61.0 W= 6.0~8.0
18	中部第 1459 号線	押熊町 689番8地先 から	秋篠町 1546番8地先 まで	L= 230.5 W= 6.0~8.0
19	中部第 1460 号線	押熊町 689番12地先 から	押熊町 689番4地先 まで	L= 160.0 W= 6.0~8.0
20	中部第 1461 号線	秋篠町 1546番5地先 から	押熊町 689番42地先 まで	L= 15.0 W= 4.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1462 号線	秋篠町 1179番4地先から	中山町 44番1地先まで	L= 220.0 W= 6.0~10.0
22	中部第 1463 号線	山陵町 1055番21地先から	山陵町 1055番49地先まで	L= 42.4 W= 4.2
23	中部第 1464 号線	四条大路二丁目 856番1地先から	四条大路二丁目 854番4地先まで	L= 200.0 W= 4.2~6.3
24	中部第 1465 号線	秋篠町 1250番1地先から	秋篠町 1203番1地先まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
25	中部第 1466 号線	秋篠町 1250番1地先から	秋篠町 1203番35地先まで	L= 160.0 W= 6.0
26	西部第 1265 号線	中町 5076番8地先から	中町 5070番13地先まで	L= 170.0 W= 6.0~8.0
27	西部第 1266 号線	中町 5076番7地先から	中町 5070番4地先まで	L= 162.0 W= 6.0~8.0
28	西部第 1267 号線	中町 5076番2地先から	中町 5076番44地先まで	L= 25.5 W= 6.0
29	西部第 1268 号線	中町 5076番29地先から	中町 5070番5地先まで	L= 17.0 W= 6.0
30	西部第 1269 号線	中町 5016番81地先から	中町 5016番69地先まで	L= 260.0 W= 6.0~8.0
31	西部第 1270 号線	中町 5019番8地先から	中町 5018番3地先まで	L= 35.0 W= 6.0~8.0
32	西部第 1271 号線	藤ノ木台二丁目 473番7地先から	藤ノ木台二丁目 473番19地先まで	L= 175.0 W= 6.0~8.0
33	西部第 1272 号線	大倭町 1番239地先から	藤ノ木台一丁目 1番1097地先まで	L= 284.8 W= 6.0
34	西部第 1273 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先から	藤ノ木台一丁目 1番1084地先まで	L= 90.0 W= 6.0~8.0
35	西部第 1274 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先から	藤ノ木台一丁目 1番1074地先まで	L= 42.0 W= 6.0~8.0
36	西部第 1275 号線	藤ノ木台一丁目 1番1110地先から	藤ノ木台一丁目 1番1042地先まで	L= 163.0 W= 6.0
37	西部第 1276 号線	藤ノ木台一丁目 1番1054地先から	藤ノ木台一丁目 560番1地先まで	L= 171.6 W= 4.0~6.5
38	西部第 1277 号線	藤ノ木台一丁目 1番1045地先から	藤ノ木台一丁目 1番1088地先まで	L= 15.0 W= 2.5
39	西部第 1278 号線	三階六丁目 1180番1地先から	三階六丁目 1178番3地先まで	L= 75.0 W= 5.1~6.0
40	西部第 1279 号線	学園南二丁目 963番299地先から	学園南二丁目 963番303地先まで	L= 28.0 W= 6.0~8.0
整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	西部第 1280 号線	富雄元町四丁目 1919番27地先から	富雄元町四丁目 1919番18地先まで	L= 102.0 W= 6.0~8.0
42	西部第 1281 号線	富雄元町四丁目 1919番14地先から	富雄元町四丁目 1919番10地先まで	L= 30.0 W= 6.0~8.0
43	西部第 1282 号線	南登美ヶ丘 3481番1地先から	南登美ヶ丘 3355番1地先まで	L= 172.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1283 号線	富雄北一丁目 2766番2地先から	富雄北二丁目 392番82地先まで	L= 214.0 W= 6.0~9.0
45	西部第 1284 号線	富雄北一丁目 2769番2地先から	富雄北一丁目 2763番1地先まで	L= 48.0 W= 6.0
46	西部第 1285 号線	三松二丁目 128番1地先から	三松二丁目 296番2地先まで	L= 288.0 W= 6.0~6.5
47	西部第 1286 号線	三松二丁目 122番10地先から	三松二丁目 207番19地先まで	L= 113.0 W= 5.8~6.5
48	西部第 1287 号線	三松二丁目 213番3地先から	三松二丁目 213番29地先まで	L= 141.0 W= 6.0
49	西部第 1288 号線	三松二丁目 213番8地先から	三松二丁目 213番36地先まで	L= 47.5 W= 4.0~6.0
50	西部第 1289 号線	三松四丁目 939番3地先から	三松四丁目 910番14地先まで	L= 230.0 W= 6.0~8.0
51	西部第 1290 号線	三松四丁目 941番12地先から	三松四丁目 941番6地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
52	西部第 1291 号線	三松四丁目 910番20地先から	三松四丁目 910番1地先まで	L= 75.0 W= 6.0~8.0
53	西部第 1292 号線	三松四丁目 910番15地先から	三松四丁目 910番23地先まで	L= 27.5 W= 6.0~8.0
54	西部第 1293 号線	北登美ヶ丘六丁目 1261番13地先から	北登美ヶ丘六丁目 1261番59地先まで	L= 117.0 W= 6.0~8.0
55	西部第 1294 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番56地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番35地先まで	L= 367.0 W= 6.0
56	西部第 1295 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番53地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番27地先まで	L= 310.5 W= 6.0
57	西部第 1296 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番60地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番59地先まで	L= 5.0 W= 4.0
58	西部第 1297 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	二名町 4571番1地先まで	L= 393.0 W= 12.0~15.0
59	西部第 1298 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	中登美ヶ丘六丁目 11番地先まで	L= 219.0 W= 6.0
60	西部第 1299 号線	押熊町 2660番1地先から	中登美ヶ丘六丁目 16番地先まで	L= 97.5 W= 12.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
61	西部第 1300 号線	中登美ヶ丘六丁目 31番地先から	中登美ヶ丘六丁目 8番地先まで	L= 57.8 W= 5.2
62	西部第 1301 号線	二名三丁目 1026番3地先から	二名三丁目 960番1地先まで	L= 95.0 W= 4.0

(平成20年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成20年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年 4月 1日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
21	中部第 1462 号線	秋篠町 1179番4地先 から	中山町 44番1地先 まで	L= 220.0 W= 6.0~10.0
22	中部第 1463 号線	山陵町 1055番21地先 から	山陵町 1055番49地先 まで	L= 42.4 W= 4.2
23	中部第 1464 号線	四条大路二丁目 856番1地先 から	四条大路二丁目 854番4地先 まで	L= 200.0 W= 4.2~6.3
24	中部第 1465 号線	秋篠町 1250番1地先 から	秋篠町 1203番1地先 まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
25	中部第 1466 号線	秋篠町 1250番1地先 から	秋篠町 1203番35地先 まで	L= 160.0 W= 6.0
26	西部第 1265 号線	中町 5076番8地先 から	中町 5070番13地先 まで	L= 170.0 W= 6.0~8.0
27	西部第 1266 号線	中町 5076番7地先 から	中町 5070番4地先 まで	L= 162.0 W= 6.0~8.0
28	西部第 1267 号線	中町 5076番2地先 から	中町 5076番44地先 まで	L= 25.5 W= 6.0
29	西部第 1268 号線	中町 5076番29地先 から	中町 5070番5地先 まで	L= 17.0 W= 6.0
30	西部第 1269 号線	中町 5016番81地先 から	中町 5016番69地先 まで	L= 260.0 W= 6.0~8.0
31	西部第 1270 号線	中町 5019番8地先 から	中町 5018番3地先 まで	L= 35.0 W= 6.0~8.0
32	西部第 1271 号線	藤ノ木台二丁目 473番7地先 から	藤ノ木台二丁目 473番19地先 まで	L= 175.0 W= 6.0~8.0
33	西部第 1272 号線	大倭町 1番239地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1097地先 まで	L= 284.8 W= 6.0
34	西部第 1273 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1084地先 まで	L= 90.0 W= 6.0~8.0
35	西部第 1274 号線	藤ノ木台一丁目 1番1070地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1074地先 まで	L= 42.0 W= 6.0~8.0
36	西部第 1275 号線	藤ノ木台一丁目 1番1110地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1042地先 まで	L= 163.0 W= 6.0
37	西部第 1276 号線	藤ノ木台一丁目 1番1054地先 から	藤ノ木台一丁目 560番1地先 まで	L= 171.6 W= 4.0~6.5
38	西部第 1277 号線	藤ノ木台一丁目 1番1045地先 から	藤ノ木台一丁目 1番1088地先 まで	L= 15.0 W= 2.5
39	西部第 1278 号線	三椎六丁目 1180番1地先 から	三椎六丁目 1178番3地先 まで	L= 75.0 W= 5.1~6.0
40	西部第 1279 号線	学園南二丁目 963番299地先 から	学園南二丁目 963番303地先 まで	L= 28.0 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第 263 号線	古市町 1491番9地先 から	古市町 1508番13地先 まで	L= 159.0 W= 5.6~8.3
2	南部第 678 号線	古市町 1491番10地先 から	古市町 1551番27地先 まで	L= 227.0 W= 7.1~10.3
3	南部第 679 号線	古市町 1527番10地先 から	古市町 1523番1地先 まで	L= 156.9 W= 6.1~8.8
4	南部第 680 号線	古市町 1491番4地先 から	古市町 1491番1地先 まで	L= 41.8 W= 9.1
5	南部第 681 号線	古市町 1508番15地先 から	古市町 1506番3地先 まで	L= 42.7 W= 6.2~7.5
6	南部第 682 号線	古市町 1231番6地先 から	古市町 1218番1地先 まで	L= 219.8 W= 4.0~10.0
7	南部第 683 号線	古市町 1231番5地先 から	古市町 1229番2地先 まで	L= 149.1 W= 4.2~8.6
8	南部第 684 号線	古市町 1451番5地先 から	古市町 1415番2地先 まで	L= 194.4 W= 5.5~12.4
9	南部第 685 号線	東九条町 1125番7地先 から	東九条町 1125番1地先 まで	L= 50.0 W= 4.0
10	北部第 718 号線	南京終町一丁目 183番25地先 から	南京終町一丁目 183番10地先 まで	L= 184.0 W= 6.0~6.1
11	北部第 719 号線	南京終町二丁目 264番1地先 から	南京終町二丁目 321番1地先 まで	L= 204.0 W= 6.0
12	中部第 1415 号線	押熊町 1409番14地先 から	押熊町 2123番52地先 まで	L= 77.6 W= 6.0~8.0
13	中部第 1454 号線	押熊町 2336番1地先 から	押熊町 2123番42地先 まで	L= 351.0 W= 6.0
14	中部第 1455 号線	押熊町 2329番26地先 から	押熊町 2123番32地先 まで	L= 173.6 W= 6.0
15	中部第 1456 号線	押熊町 2123番31地先 から	押熊町 2123番12地先 まで	L= 107.0 W= 6.0
16	中部第 1457 号線	押熊町 2123番11地先 から	押熊町 2123番66地先 まで	L= 103.8 W= 6.0~8.0
17	中部第 1458 号線	押熊町 2123番59地先 から	押熊町 2123番54地先 まで	L= 61.0 W= 6.0~8.0
18	中部第 1459 号線	押熊町 689番8地先 から	秋篠町 1546番8地先 まで	L= 230.5 W= 6.0~8.0
19	中部第 1460 号線	押熊町 689番12地先 から	押熊町 689番4地先 まで	L= 160.0 W= 6.0~8.0
20	中部第 1461 号線	秋篠町 1546番5地先 から	押熊町 689番42地先 まで	L= 15.0 W= 4.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第 1280 号線	富雄元町四丁目 1919番27地先から	富雄元町四丁目 1919番18地先まで	L= 102.0 W= 6.0~8.0
42	西部第 1281 号線	富雄元町四丁目 1919番14地先から	富雄元町四丁目 1919番10地先まで	L= 30.0 W= 6.0~8.0
43	西部第 1282 号線	南登美ヶ丘 3481番1地先から	南登美ヶ丘 3355番1地先まで	L= 172.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1283 号線	富雄北一丁目 2766番2地先から	富雄北二丁目 392番82地先まで	L= 214.0 W= 6.0~9.0
45	西部第 1284 号線	富雄北一丁目 2769番2地先から	富雄北一丁目 2763番1地先まで	L= 48.0 W= 6.0
46	西部第 1285 号線	三松二丁目 128番1地先から	三松二丁目 296番2地先まで	L= 288.0 W= 6.0~6.5
47	西部第 1286 号線	三松二丁目 122番10地先から	三松二丁目 207番19地先まで	L= 113.0 W= 5.8~6.5
48	西部第 1287 号線	三松二丁目 213番3地先から	三松二丁目 213番29地先まで	L= 141.0 W= 6.0
49	西部第 1288 号線	三松二丁目 213番8地先から	三松二丁目 213番36地先まで	L= 47.5 W= 4.0~6.0
50	西部第 1289 号線	三松四丁目 939番3地先から	三松四丁目 910番14地先まで	L= 230.0 W= 6.0~8.0
51	西部第 1290 号線	三松四丁目 941番12地先から	三松四丁目 941番6地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
52	西部第 1291 号線	三松四丁目 910番20地先から	三松四丁目 910番1地先まで	L= 75.0 W= 6.0~8.0
53	西部第 1292 号線	三松四丁目 910番15地先から	三松四丁目 910番23地先まで	L= 27.5 W= 6.0~8.0
54	西部第 1293 号線	北登美ヶ丘六丁目 1261番13地先から	北登美ヶ丘六丁目 1261番59地先まで	L= 117.0 W= 6.0~8.0
55	西部第 1294 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番56地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番35地先まで	L= 367.0 W= 6.0
56	西部第 1295 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番53地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番27地先まで	L= 310.5 W= 6.0
57	西部第 1296 号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番60地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番69地先まで	L= 5.0 W= 4.0
58	西部第 1297 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	二名町 4571番1地先まで	L= 393.0 W= 12.0~15.0
59	西部第 1298 号線	中登美ヶ丘六丁目 5番地先から	中登美ヶ丘六丁目 11番地先まで	L= 219.0 W= 6.0
60	西部第 1299 号線	押熊町 2660番1地先から	中登美ヶ丘六丁目 16番地先まで	L= 97.5 W= 12.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
61	西部第 1300 号線	中登美ヶ丘六丁目 31番地先から	中登美ヶ丘六丁目 8番地先まで	L= 57.8 W= 5.2
62	西部第 1301 号線	二名三丁目 1026番3地先から	二名三丁目 960番1地先まで	L= 95.0 W= 4.0

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成20年4月1日から歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第1461号線	秋篠町 1546番5地先から	押熊町 689番42地先まで	L = 15.0 W = 4.0
2	西部第1277号線	藤ノ木台一丁目 1番1045地先から	藤ノ木台一丁目 1番1088地先まで	L = 15.0 W = 2.5
3	西部第1296号線	北登美ヶ丘六丁目 1218番60地先から	北登美ヶ丘六丁目 1218番59地先まで	L = 5.0 W = 4.0
4	西部第1300号線	中登美ヶ丘六丁目 31番地先から	中登美ヶ丘六丁目 8番地先まで	L = 57.8 W = 5.2

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 森本正和	奈良市営西部会館 駐車場使用料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人奈良市社会福祉協 議会 会長 野崎善男	老人福祉センター 使用料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人奈良市シルバー人材セ ンター 理事長 福井重忠	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市疋田町二丁目2-4 関西美建株式会社 代表取締役 高野治	奈良市中筋自転車駐車場、 奈良市高の原第一自転車駐車 場、奈良市高の原第二自転車 駐車場、奈良市高の原第三自 転車駐車場、奈良市高の原第 四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間
平成20年 4月1日から平成25年 3月31日まで
(平成20年 4月1日揭示済)

奈良市告示第186号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成20年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成20年 4月1日から2週間、本市建設部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年 4月1日

奈良市長 藤原 昭

賦課対象区域(第1負担区)

法蓮町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

- 南紀寺町二丁目的一部
- 南京終町の一部
- 法華寺町の一部
- 三条栄町の一部
- 大安寺西三丁目的一部
- 五条西一丁目的一部
- 六条二丁目的一部
- 七条一丁目的一部
- 三条大路一丁目的一部
- 三条大路五丁目的一部
- 四条大路四丁目的一部
- 押熊町の一部
- 秋篠町の一部
- 敷島町一丁目的一部
- 西大寺小坊町の一部
- 西大寺新池町の一部
- 若葉台二丁目的一部
- 宝来町の一部
- 疋田町四丁目的一部
- 西大寺南町の一部
- 西大寺野神町二丁目的一部
- 宝来三丁目的一部
- 平松五丁目的一部
- あやめ池北二丁目的一部
- 学園大和町六丁目的一部
- 朝日町一丁目的一部
- 南登美ヶ丘の一部
- 富雄川西一丁目的一部
- 大倭町の一部
- 鳥見町三丁目的一部
- 三碓二丁目的一部
- 東九条町の一部
- 杏町の一部
- 神殿町の一部
- 北之庄西町一丁目的一部
- 南紀寺町三丁目的一部
- 西木辻町の一部
- 法蓮町の一部
- 三条添川町の一部
- 大安寺六丁目的一部
- 六条一丁目的一部
- 七条西町一丁目的一部
- 六条西三丁目的一部
- 三条大路二丁目的一部
- 四条大路二丁目的一部
- 四条大路五丁目的一部
- 中山町の一部
- 秋篠三和町一丁目的一部
- 敷島町二丁目的一部
- 西大寺新田町の一部
- 菅原町の一部
- 若葉台四丁目的一部
- 疋田町一丁目的一部
- 疋田町五丁目的一部
- 西大寺北町四丁目的一部
- 宝来二丁目的一部
- 宝来四丁目的一部
- あやめ池南一丁目的一部
- あやめ池北三丁目的一部
- 百楽園二丁目的一部
- 登美ヶ丘二丁目的一部
- 西登美ヶ丘六丁目的一部
- 中町の一部
- 藤ノ木台一丁目的一部
- 学園中二丁目的一部
- 三碓六丁目的一部
- 西九条町の一部
- 北永井町の一部
- 出屋敷町の一部

賦課対象区域(第3負担区)

- 法華寺町の一部
- 柏木町の一部
- 八条五丁目的一部
- 二条町一丁目的一部
- 山陵町の一部
- 法蓮町の一部
- 八条町の一部
- 佐紀町の一部
- 二条大路南五丁目的一部

賦課対象区域(第4負担区)

- 高畑町の一部
- 八条五丁目的一部
- 七条町の一部
- 秋篠町の一部
- 三松四丁目的一部
- 中町の一部
- 東九条町の一部
- 古市町の一部
- 鹿野園町の一部
- 横井一丁目的一部
- 山町の一部
- 柴屋町の一部
- 柏木町の一部
- 六条町の一部
- 西ノ京町の一部
- 二名三丁目的一部
- 三碓町の一部
- 三碓六丁目的一部
- 北之庄町の一部
- 八島町の一部
- 藤原町の一部
- 窪之庄町の一部
- 今市町の一部
- 田中町の一部

(平成20年 4月1日揭示済)

奈良市告示第187号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市上三条町23番地の4 社団法人奈良市観光協会 会長 谷井 勇夫	奈良市観光センター使用料
奈良市都祁白石町1133番地 財団法人奈良市都祁地域振興財団 理事長 福井 重忠	奈良市針テラス情報館使用料

2 委託の期間

平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで

(平成20年 4月1日揭示済)

奈良市告示第188号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者

奈良市東向中町28番地
特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会

理事長 永田 久武
2 徴収事務
なら奈良館入館料
3 委託の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第189号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市柳生町155番地の1 柳生観光協会 会長 増田 勝男	旧柳生藩家老屋敷使用料 柳生観光駐車場使用料
奈良市高畑町1112番地の1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長 福井 重忠	奈良市観光自動車駐車場駐車料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第190号

昭和51年奈良市告示第89号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

第2項中「京都中央信用金庫」を「京都中央信用金庫株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第191号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項(同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

徴収及び収納事務	市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
委託者	東京都文京区本郷3丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 大森 一廣
	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 新浪 剛史
	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田 準二
	稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村 元彦
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田嶋 誠
	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 横尾 博
	東京都港区六本木1丁目8番7号 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役社長 相澤 利彦
	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治
	土浦市小松2丁目13番1号 株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワーク 代表取締役 椎名 浩一
	横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利
	前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン 代表取締役社長 土屋 嘉雄
	名古屋市中区栄1丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏

東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社
代表取締役 大塚 潤一

札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル
株式会社セイコーマート
代表取締役社長 西山 政市

東京都港区南一丁目8番27号日新ビル12階
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役社長 小川 善久

熊本市流通団地二丁目11番地
株式会社エブリワン
代表取締役社長 富田 晋

委託
期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第192号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市橋本町3番地の1 財団法人 奈良市商業振興センター 理事長 福井重忠	奈良マーチャントセンター ドセンター使用料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第193号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

貸与決定を受けている奨学金	<input type="checkbox"/> 奈良県高等学校等奨学金修学支援奨学金
	<input type="checkbox"/> 奈良県高等学校等奨学金育成奨学金
	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金の修学資金
	<input type="checkbox"/> 母子・寡婦福祉資金の修学資金

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市東寺林町38番地 財団法人 ならまち振興財団 理事長 福井重忠	なら工芸館使用料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第194号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市佐保台西町115番地 財団法人 奈良市勤労者福祉サービスセンター 理事長 福井重忠	奈良市勤労者総合福祉センター使用料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第195号

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱(平成14年奈良市告示第379号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号並びに第3条第2号中「生活保護費」の次に「又は中国残留邦人等支援給付金」を加える。別記第1号様式中

他の地方公共団体からの同様の給付金の有無	(有・無) ※有の場合その名称()を
生活保護受給の有無	(有・無)

貸与決定を受けている奨学金	<input type="checkbox"/> 奈良県高等学校等奨学金修学支援奨学金 <input type="checkbox"/> 奈良県高等学校等奨学金育成奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金の修学資金 <input type="checkbox"/> 母子・寡婦福祉資金の修学資金	他の地方公共団体からの同様の給付金の有無	(有・無) ※有の場合その名称()
		生活保護又は中国残留邦人等支援給付金の受給の有無	(有・無)

に

改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第196号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「の規定による保護」を「(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第197号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第198号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市高畑町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第199号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成20年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の発生量(推計) (単位:t)

種 類	発 生 量
燃 や せ る ご み	99,822
燃 や せ な い ご み	8,914
再生資源(プラスチック製容器包装)	6,300
再生資源(缶・びん・ペット・紙パック・新聞・雑誌・ダンボール)	5,829
大 型 ご み	3,398
有 害 ご み	4
町内清掃・不法投棄ごみ	1,809
収集前の資源化量(生ごみ堆肥化、古紙回収等)	25,368

計	151,444
収集運搬量(処理量)	126,076
収集後の資源化量	15,158

動物の死体	2,400体
し尿	9,062k1
浄化槽汚泥	24,239k1
計	33,301k1

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ(台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等)	週2回収集 (市・委託)	焼却処理(市)	埋立処分(市・委託)	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器(袋を含む)に収納して、決められた日時・場所を持ち出すこと。 (2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器(袋を含む)を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
燃やせないごみ(ガラス類・陶器類・金属類・プラスチック製品類等)	月1回収集 (市・委託)	破碎処理(市)	破碎処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
大型ごみ(家具類・寝具類・電化製品等) ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 (市・委託)	破碎処理(市)	破碎処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、プラスチック製容器包装、発泡スチロール製食品トレイ、ペットボトル、飲料用紙パックの資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
有害ごみ(水銀体温計・廃蛍光灯・廃乾電池等)	大型ごみの収集の際に収集 (市・委託)	ドラム缶詰(市)	専門業者へ処分委託(委託)	(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、プラスチック製容器包装、発泡スチロール製食品トレイ等の資源化の際は、資源化不適合物の異物を混入しないこと。
プラスチック製容器包装	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管(委託)		(7) ごみ減量に努め、排出する場合には資源循環や分別排出などの適正処理に最大限の責任を負う。
ペットボトル		選別・圧縮(委託)		
発泡スチロール製食品トレイ	公民館を拠点に収集 (委託)	選別・保管(委託)		
飲料用紙パック	月1回収集 (市・委託)	選別・保管(市)	資源回収業者・専門業者へ売却(委託)	
空き缶		選別・圧縮(委託)		

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼(排出者・一般廃棄物収集運搬許可業者)	焼却処理・破碎処理及び選別保管(市・委託)	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託(市・委託)
燃やせないごみ			
再生資源			
肉骨粉	土、日、祝日を除く毎日(委託)	焼却処理(委託)	埋立処分(委託)
(3) 動物の死体			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申し出により収集(排出者・市)	焼却処理(市)	埋立処分(市)
(4) し尿及び浄化槽汚泥			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
し尿	おおむね月1回収集(委託)	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理(市)、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法(山辺環境衛生組合)	市民事業者の協力義務等
浄化槽汚泥(デイスボーター汚泥含む)	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集(一般廃棄物収集運搬業者)		浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

事業者の協力義務等

- (1) 事業者は、物の製造、加工、販売等の際して、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合における処理が困難にならないよう技術開発に努めること。
- (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいよう大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。
- (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。
- (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。
- (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合には別排出物も分別排出を基本とすることを要すること。

市民の協力義務等

自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。

市民事業者の協力義務等

- (1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。
- (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

(5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定

- ① 紙くず
- ② 木くず
- ③ 繊維くず
- ④ 下水道汚泥

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 啓発及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	環境フェスティバル実行委員会	行政と市民団体により環境フェスティバルの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ごみゼロフェスタ(春) 環境フェスティバル(秋)	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度(地球環境賞)	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るため、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ(英語版・中国語版・韓国語版もあり)を作成する。
印刷媒体等による啓発	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。
	ごみの出し方Q&A	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。

家庭から排出される一般廃棄物

リサイクル推進教育	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
	全市での再生資源分別収集	プラスチック製容器包装：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。
	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化(チップ化)する。
	その他	生ごみ処理機器購入助成
環境清美工場見学		奈良市内全小学校4年生、一般及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。
ガス抜き器具配布		スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。

	レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。
事業活動に伴って排出される一般廃棄物 その他	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。
	汚泥発酵肥料(畑楽)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑楽)を製造する。
	事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。
	ガラスびん等有効利用	ガラスびんを使用し、インターロッキングブロックを製作する。
	事業系指定ごみ袋モデル事業	事業系ごみの指定袋制度等の方策を検討し、監視・指導の確実性を高める。
	多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書を提出させ、その記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。

イ 収集前の資源化量

区 分		資源化量 (単位 t/年)
資源化	生ごみ堆肥化	1,447
	集団回収	15,911
	店頭回収	361
	事業所の自主的減量	7,649
合 計		25,368

ウ 収集後の資源化量

区 分	資源化量 (単位 t/年)	区 分	資源化量 (単位 t/年)
空き缶	844	飲料用紙パック	120
ガラスびん	2,448	発泡スチロール製食品トレー	1
ペットボトル	546	乾電池・蛍光灯	4
プラスチック製容器包装	5,500	施設での回収金属類等	2,685
町内清掃草木	1,000	生ごみ(衛生浄化センター)	124
資源回収作業所	1,886	合計	15,158

② 収集・運搬計画区域 奈良市全域 (370,228人)

ア 収集運搬する廃棄物の量(推計)(単位:t)

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	47,224	5,435	38,389	8,674	99,722
燃やせないごみ	2,690	507	2,003	3,714	8,914
町内清掃ごみ(不法投棄含む)	1,809				1,809
大型ごみ	3,059	339			3,398
有害ごみ	3	1			4
プラスチック製容器包装	5,670	630			6,300
再生資源	3,617	326		1,886	5,829
肉骨粉			100		100
計	64,072	7,238	40,492	14,274	126,076

動物の死体(体)	2,200			200	2,400
----------	-------	--	--	-----	-------

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者	民間委託
家庭系	ごみ	○	○		
	資源	○	○		
事業系	ごみ			○	
	資源			○	
	肉骨粉				○

※許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を中間処理する。

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	奈良市環境清美工場		
形式	全連続燃焼式		
処理能力	480 t / 24H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、破碎可燃ごみ及び動物の死体		
処理量	燃やせるごみ	99,722 t	
	破碎可燃ごみ	6,418 t	
	合計	106,140 t	
	動物の死体	2,400体	
残渣量	15,500 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	粗大ごみ処理施設		
形式	横軸スイングハンマー		
処理能力	100 t / 5 H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ		
処理量	12,312 t		
残渣量	3,081 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	空き缶選別作業所		
形式	機械選別及び圧縮		
処理能力	9.2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処理量	844 t		

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所		
形式	圧縮及び梱包		
処理能力	2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	ペットボトル		
処理量	546 t		

オ 肉骨粉焼却施設

所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島3059番地2		
名称	新日本開発株式会社		
形式	ロータリーキルン&ストーカー炉		
処理能力	216 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	肉骨粉		
処理量	100 t		

カ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道北見市留辺茂藁町富士見217-1		
名称	野村興産株式会社		
処理方法	焙焼処理・水銀回収等		
処理能力	60 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等		
処理量	4 t		

キ 草木(剪定・枝木)資源化施設

所在地	奈良市内		
名称	草木(剪定・枝木)資源化施設		
処理方法	チップ化等		
処理能力	5 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)		
処理量	1,000 t		

ク プラスチック製容器包装再商品化事業者施設

所在地	北九州市戸畑区飛幡1番1号		
-----	---------------	--	--

名 称	プラスチックリサイクル設備
処 理 方 法	コークス炉化学原料化法
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装
処 理 量	6,300 t

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第2工区）

所 在 地	奈良市米谷町1857番地 他
敷 地 面 積	82,920㎡
埋 立 面 積	59,000㎡
埋 立 容 量	819,610㎥
残余埋立容量	715,679㎥
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	12,881 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所 在 地	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷 地 面 積	46,611㎡
埋 立 面 積	27,400㎡
埋 立 容 量	261,976㎥
残余埋立容量	2,428㎥
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	809 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

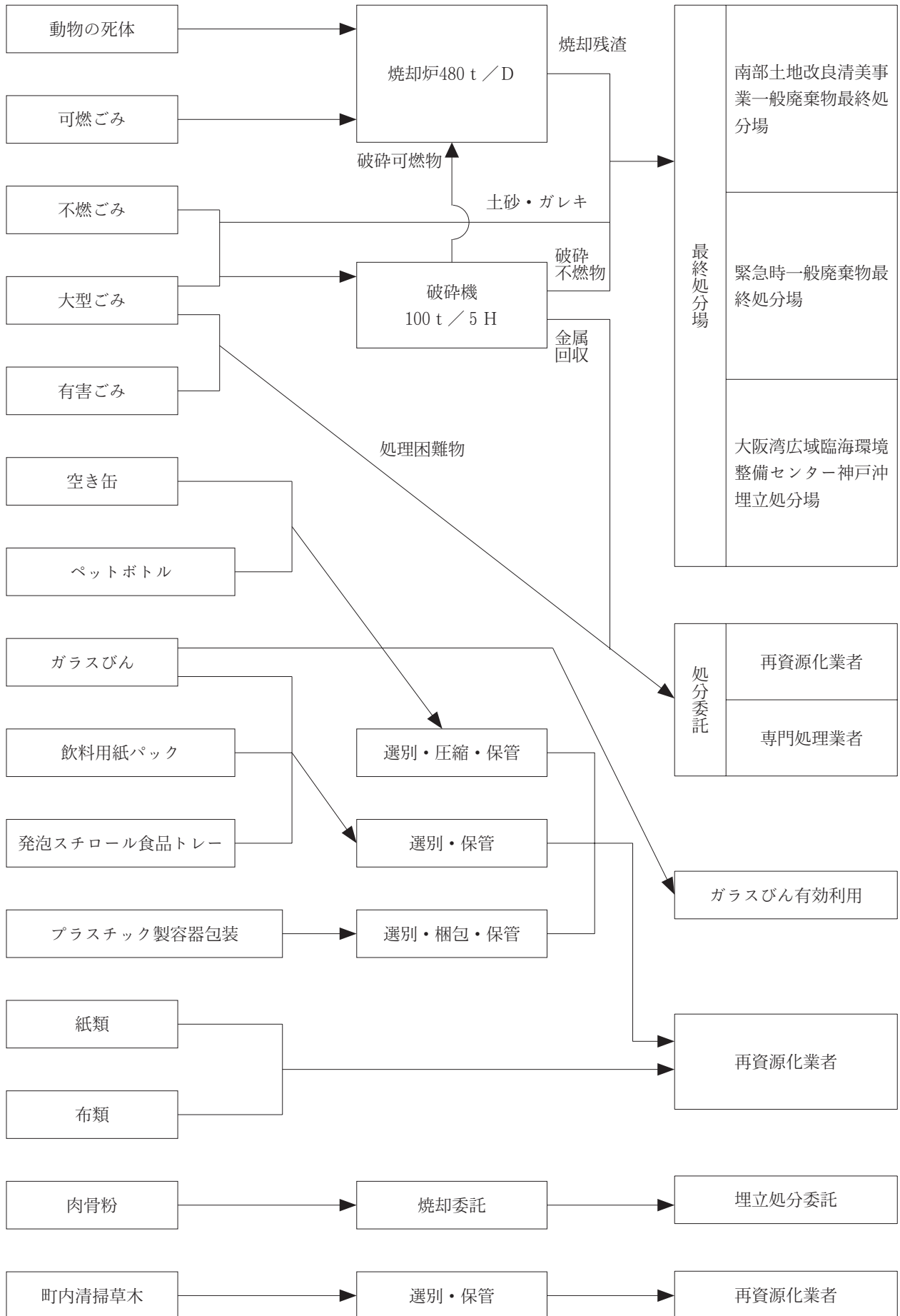
所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋 立 容 量	1,500万㎥
埋 立 対 象	ばいじん・焼却灰・不燃物
処 分 量	5,700 t
埋 立 計 画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入

⑤ ごみ処理体系

収集運搬

中間処理

最終処分



⑥ その他

ア 市が収集しない一般廃棄物

区分	品目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物(薬品類、農薬、劇薬等) (イ) 危険性のある物(消火器等) (ウ) 引火性のある物(ガソリン、灯油、プロパンガス等) (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池、鉛蓄電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物(家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物) (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物(農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール、*スプリング入りマットレス等) *スプリング入りマットレスについては7月1日より排出禁止物に指定	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・エアコンディショナー	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう)処理実施計画

① 収集運搬計画(推計)

ア し尿

おおむね月1回、市の委託した業者により収集

する。

汲み取り戸数	3,989戸
汲み取り人口	9,972人
計画収集量	8,797kl

イ 浄化槽汚泥(ディスポージャー汚泥含む)

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数	14,789基
浄化槽人口	49,852人
計画収集量	20,330kl

② 中間処理計画(処理量、残渣量及び堆肥化量は推計)

奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化(焼却)	
処理能力	90kl/日 生ごみ3.4t/日	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポージャー汚泥及び生ごみ	
処理量	し尿	8,012kl
	浄化槽汚泥(ディスポージャー汚泥含む)	20,739kl
	合計	28,751kl
	生ごみ	124t
残渣量	160t	
堆肥化量	220t	
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高濃度二段活性汚泥法+高度処理	
処理能力	20kl/日	
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポージャー汚泥	
処理量	し尿	1,050kl
	浄化槽汚泥(ディスポージャー汚泥含む)	3,500kl
	合計	4,550kl
堆肥化量	汚泥炭化肥料24t(山添村分含む)	

③ 最終処分計画（処分量は推計）
大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m ³
埋立対象	焼却灰
処分量	160 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

④ 市民等に対する広報・啓発活動
浄化槽清掃業許可者を市広報誌「しみんだより」に掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	奈良市一般廃棄物処理手数料（し尿）

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 福井 重忠	奈良市美術館使用料
	なら100年会館使用料
	北部会館市民文化ホール使用料

奈良市東寺林町38番地 財団法人ならまち振興財団 理事長 福井 重忠	入江泰吉記念奈良市写真美術館 観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館 駐車場使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館 使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館 収蔵写真著作権賃貸料
	奈良市音声館 ^{おんじょう} 使用料
	名勝大乗院庭園文化館使用料
	ならまちセンター使用料
	ならまちセンター駐車場使用料

奈良市二条大路南一丁目1番30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 森本 正和	なら100年会館駐車場使用料
---	----------------

奈良市脇戸町3番地 財団法人杉岡華邨書道美術財団 理事長 杉岡 正美	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料
--	-----------------

奈良市都祁白石町1,133番地 財団法人奈良市都祁地域振興財団 理事長 福井 重忠	奈良市都祁交流センター使用料
---	----------------

神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 徳田 英治	西部会館市民ホール使用料
---	--------------

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで	奈良市都祁交流センター使用料
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで	奈良市美術館使用料

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

なら100年会館使用料
北部会館市民文化ホール使用料
入江泰吉記念奈良市写真美術館
観覧料
入江泰吉記念奈良市写真美術館
駐車場使用料
入江泰吉記念奈良市写真美術館
使用料
入江泰吉記念奈良市写真美術館
収蔵写真著作権賃貸料
奈良市音^{おんじょう}声館使用料
名勝大乗院庭園文化館使用料
ならまちセンター使用料
ならまちセンター駐車場使用料
なら100年会館駐車場使用料
奈良市杉岡華邨書道美術館観覧
料
西部会館市民ホール使用料

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市告示第202号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく奈良県後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」という。)の交付・再交付の申請(以下「申請」という。)を行う者(委任を受けた者を含む。以下同じ。)に対して、本人であることの確認(以下「本人確認」という。)を行うことにより他人が本人になりすますこと等に起因する虚偽の申請による不正行為を未然に防止し、もって申請に伴う業務の正確性の確保及び個人情報の保護を図ることを目的として、本人確認に係る取扱を次のように定めます。

平成20年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 本人確認の方法

本人確認は、申請があった時に、当該届出を行う者に対し、別表に掲げる氏名等を確認することができる書類等(以下「本人確認書類」という。)の提示を求め、本人確認書類に記載された住所・氏名及び生年月日並びに貼付された顔写真により当該申請を行う者と同一人であることを確認して行うものとする。ただし、郵送による申請を行った者については、本人確認を省略することができる。

2 本人確認できない場合の対応

前項に規定する方法により本人確認を行うことができないときは、申請を受理し、住民票の住所地に被保険者証を配達記録で送付するとともに、申請に係る書面の欄外に、その旨を記載するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、あて先不明等により返送された場合は、再送することなく、申請に係る書面の欄外に、その旨を記載するものとする。

4 その他

この告示に定めるもののほか、本人確認に必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条関係)

本人の場合

①以下1点のみ

- ・運転免許証(有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの)
- ・日本国パスポート(有効期限内のもので、現住所が記入されているもの)
- ・住民基本台帳カード(有効期限内のもので、「顔写真」が掲載されているもの)
- ・外国人登録証明書(在留資格のあるもの)
- ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの)
- ・療育手帳(現住所が記載されているもの)
- ・精神障害者保健福祉手帳(現住所が記載されているもので、「顔写真」が掲載されているもの)

②以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・老春手帳
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・外国人登録原票記載事項証明書
- ・旧後期高齢者医療被保険者証
- ・キャッシュカードまたは通帳

代理人の場合

①本人の委任状がある場合

- ・委任状及び代理人の本人確認書類

②本人の委任状がない場合

本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類

- ・運転免許証(有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの)
- ・日本国パスポート(有効期限内のもので、現住所が記入されているもの)
- ・住民基本台帳カード(有効期限内のもので、「顔写真」が掲載されているもの)
- ・外国人登録証明書(在留資格のあるもの)
- ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの)
- ・療育手帳(現住所が記載されているもの)
- ・精神障害者保健福祉手帳(現住所が記載されているもので、「顔写真」が掲載されているもの)
- ・後期高齢者医療被保険者証(有効期限内のもの)
- ・学生証(有効期限内のもので、「顔写真」が掲載されているもの)
- ・社員証(ケアマネジャー・病院職員・保護課職員)

(平成20年4月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年4月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
かんでんE ハウス株式 会社	代表取締役 中村 實夫	大阪府大阪市淀川 区三国本町二丁目 13番10号	平成20年 3月21日

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市水道局告示第12号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年4月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社辻 岡工務店	代表取締役 辻岡 良一	奈良市大宮町三丁 目5番45号	平成20年 3月31日

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成20年4月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

東大阪市若江東町3丁目4番43号

株式会社 金門製作所 大阪支店

取締役 常務執行役員 支店長 村井 直明

(委託期間) 平成20年4月1日～平成20年5月31日

(委託区域) 青垣台一丁目～三丁目、青野町、秋篠三和町一丁目～二丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ池南五丁目的一部、石木町、大洲町、大倭町、大和田町、

学園赤松町、学園北一丁目～二丁目、学園新田町、学園大和町一丁目～四丁目、学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、五条畑二丁目の一部、西大寺赤田町一丁目～二丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁目～二丁目、敷島町一丁目～二丁目、松陽台一丁目～四丁目、菅野台、菅原町、千代ヶ丘一丁目～三丁目、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、帝塚山一丁目の一部、帝塚山三丁目～五丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山七丁目、帝塚山中町、帝塚山西一丁目～二丁目、帝塚山南一丁目～四丁目、帝塚山南五丁目の一部、富雄泉ヶ丘、富雄川西一丁目～二丁目、富雄北一丁目～三丁目、登美ヶ丘一丁目～六丁目、鳥見町一丁目～三丁目、鳥見町四丁目の一部、中登美ヶ丘一丁目の一部、中登美ヶ丘二丁目～四丁目、中登美ヶ丘六丁目、中町の一部、中山町の一部、西千代ヶ丘一丁目～三丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁目、二名町、二名二丁目～六丁目、二名東町、二名平野一丁目～二丁目、東登美ヶ丘一丁目～三丁目、疋田町の一部、疋田町一丁目～五丁目、百楽園一丁目～五丁目、平松一丁目、平松二丁目の一部、平松三丁目～五丁目、藤ノ木合一丁目～四丁目、宝来一丁目～五丁目、宝来町、丸山一丁目～二丁目、三碓一丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目～二丁目の一部、六条西六丁目の一部、若葉台一丁目～四丁目

(平成20年4月1日揭示済)

奈良市水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成20年4月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 西岡 昭正

(委託期間) 平成20年4月1日～平成20年5月31日

(委託区域) 青山一丁目～九丁目、赤膚町、秋篠早月町、秋篠新町、秋篠町、朝日町一丁目～二丁目、阿字万字町、油阪地方町、油阪町、尼辻北町、尼辻町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、あやめ池南一丁目～四丁目、あやめ池南五丁目の一部、あやめ池南六丁目～九丁目、池田町、池之町、井上町、今市町、今小路町、今在家町、今辻子町、今御門町、陰陽町、右京一丁目～五丁目、歌姫町、邑地町、大野町、大保町、大宮町一丁目～七丁目、大森町、大森西町、大柳生町、小川町、興ヶ原町、奥子守町、奥芝町、押上町、押熊町、押小路町、大平尾町、肘塚町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園大和町五丁目～六丁目、

学園中一丁目～五丁目、学園南一丁目～三丁目、鶴町、柏木町、春日野町、桂木町、上三条町、杏町、川上町、川久保町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、漢国町、元林院町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北京終町、北小路町、北新町、北椿尾町、北登美ヶ丘一丁目～六丁目、北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目～二丁目、北野山町、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北風呂町、北御門町、北向町、北村町、北室町、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、杏掛町、公納堂町、窪之庄町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、興善院町、光明院町、興隆寺町、虚空蔵町、五条一丁目～三丁目、五条町、五条西一丁目～二丁目、五条畑一丁目、五条畑二丁目の一部、小太郎町、後藤町、神殿町、小西町、此瀬町、西九条町、西九条町一丁目～五丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺高塚町、西大寺町、西大寺東町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、阪新屋町、阪原町、狭川東町、狭川両町、佐紀町、左京一丁目～六丁目、佐保台一丁目～三丁目、佐保台西町、三条大路一丁目～五丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条町、三条松町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目～五丁目、四条大路南町、七条一丁目～二丁目、七条町、七条西町一丁目～二丁目、七条東町、芝新屋町、芝突抜町、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、柴屋町、下狭川町、下三条町、下御門町、十輪院町、十輪院畑町、宿院町、勝南院町、菖蒲池町、神功一丁目～六丁目、水門町、須川町、朱雀一丁目～六丁目、須山町、杉ヶ町、誓多林町、雑司町、園田町、杣ノ川町、大安寺一丁目～七丁目、大安寺町、大安寺西一丁目～三丁目、大慈仙町、高畑町、高樋町、高天市町、高天町、高御門町、田中町、多門町、樽井町、田原春日野町、中院町、築地之内町、角振新屋町、角振町、椿井町、鶴福院町、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、手貝町、帝塚山一丁目の一部、帝塚山二丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山南五丁目の一部、出屋敷町、寺町、東九条町、富雄元町一丁目～四丁目、鳥見町四丁目の一部、中新屋町、中筋町、長谷町、中辻町、中貫町、中登美ヶ丘一丁目の一部、中ノ川町、中之庄町、中畑町、中町の一部、中御門町、中山町の一部、中山町西一丁目～四丁目、内侍原町、鍋屋町、奈良保町、奈良阪町、鳴川町、西包永町、西木辻町、西紀寺町、西狭川町、西笹鉾町、西城戸町、西新在家号所町、西新在家町、西新屋町、西寺林町、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目～五丁目、二条町一丁目～三丁目、二名一丁目、二名七丁目、丹生町、忍辱山町、納院町、登大路町、橋本町、畑中町、八条一丁目～五丁目、八条町、鉢伏町、花芝町、花園町、馬場町、林小路町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、日笠町、東包永町、東木辻町、東紀寺町一丁目～三丁目、東笹鉾町、東城戸町、東新在家町、東寺林町、東登美ヶ丘四丁目～六丁目、東鳴川町、東之阪町、東向北町、東向中町、東向南町、疋田町の一部、毘沙門町、白毫寺町、百万ヶ辻子町、平清水町、平

松二丁目の一部、広岡町、福智院町、不審ヶ辻子町、藤原町、船橋町、古市町、生琉璃町、別所町、坊屋敷町、法用町、法蓮佐保山一丁目～四丁目、法蓮町、菩提山町、法華寺町、本子守町、米谷町、大豆山町、大豆山突抜町、山陵町、三碓二丁目～六丁目、三碓町、三棟町、南市町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、南庄町、南城戸町、南新町、南新町、南田原町、南椿尾町、南永井町、南中町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南袋町、南風呂町、南法蓮町、水間町、三松一丁目～二丁目の一部、三松三丁目～四丁目、三松ヶ丘、茗荷町、餅飯殿町、柳生下町、柳生町、薬師堂町、八島町、矢田原町、柳町、山町、油留木町、横井一丁目～七丁目、横田町、横領町、六条一丁目～三丁目、六条町、六条西一丁目～五丁目、六条西六丁目の一部、六条緑町一丁目～三丁目、鹿野園町、脇戸町、和田町

(平成20年 4月 1日 揭示済)

奈良市水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成20年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
委託者	<p>東京都港区六本木1-8-7 アーク八木ヒルズ 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 相澤 利彦 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 大塚 潤一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 中村 元彦 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利 札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 西山 政市 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎</p>

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ
代表取締役社長 田嶋 誠
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
取締役社長 上田 準二
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 俊治
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 横尾 博
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 新浪 剛

委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(平成20年4月1日揭示済)

正 誤

平成20年6月18日付け奈良市公報号外第13号

ページ	整理番号	誤	正
6	22, 23	比瀬町	此瀬町
15	22, 23	比瀬町	此瀬町